

京 都 府 発 明 等 功 労 者 表 彰 要 領

京都府発明等功労者表彰については、京都府発明等功労者表彰規程に定めるほか、この要領に定めるところによる。

1. 受賞者の要件

- (1) 府内の事業所、工場、商店等（以下「事業所等」という。）若しくは府内に本店がある事業所等の従事者又は府内に居住する者がおこなった発明考案（意匠を含む）又は創意工夫であること。
- (2) 発明功労者の対象である発明考案とは、特許発明、実用新案技術評価書により評価を受けた登録実用新案及び登録意匠とする。
また、特許査定又は登録査定後、その登録料納付済みのものも対象とする。
なお、一件の発明考案が5名以上による共同考案の場合は、5名以内を対象とする。
- (3) 創意工夫功労者については、次のとおりとする。
 - ① 事業所等の経営者は、対象外とする。
ただし、おおむね従業員が20人以下の小規模企業、家族従業員を含んでいるような個人企業の場合は、経営者についても対象とする。
 - ② 特許、新登録実用新案及び意匠を出願中又は登録済みのものは、対象外とする。
 - ③ 一件の創意工夫が5名以上による共同考案の場合は、5名以内を対象とする。
- (4) 科学技術功労者については、現在府内の事業所等若しくは府内に本店がある事業所等の従事者又は府内に居住する者で、下記の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、単に年数を満足するだけでなく、それぞれについて顕著な功績があったことを要する。なお、すでに科学技術庁の科学技術功労者・研究功績者・科学技術振興功績者表彰、紫綬・黄綬・藍綬褒章及び叙勲を受けた者は、対象外とする。
 - ① 20年以上にわたり、科学技術の開発と産業の振興に著しく貢献した者。
 - ② 20年以上にわたり、科学技術の普及、啓発又は発明の奨励に著しく貢献した者。
 - ③ 上記以外に、年数にかかわらず、特に科学技術の発展と産業の振興に著しく貢献した者。

2. 推薦手続

- (1) 事業所等に勤務している者については事業所等の長が、該当者の推薦一件

ごとに、発明考案功労者に該当する者については推薦書（第1号様式）1通調査表(1)、(2)（第2号様式の1、2）各2通、及び特許、実用新案、意匠公報（写）各2通、創意工夫功労者に該当する者については推薦書（第1号様式）1通及び調査表(1)、(2)（第3号様式の1、2）各2通を、科学技術功労者については、推薦書（第1号様式）1通及び調査表（第4号様式）2通を別に定める期日までに、京都発明協会を経由して京都府知事に提出するものとする。

なお、発明考案、又は創意工夫について数件のものが相互に関連して同一の製品に統合されている場合は、一つの発明考案又は創意工夫として取り扱うものとする。

- (2) 事業所等に勤務しない個人にあつては、前項の規定を適用し、自ら申請することができるものとする。
- (3) 発明考案功労者、創意工夫功労者、科学技術功労者のいずれを問わず、過去に受賞歴のある場合は、前回と類似の考案内容及び功績内容での功績者としては申請できず、同様に同一年度に同一の者について、二以上の功労者としては、申請することはできないものとする。

3. 受賞者の決定

受賞者は、専門員による技術の確認及び委員会での意見聴取を経て、知事が決定する。

4. 表彰期日

受賞者の表彰は、原則として「発明の日」に行う。